

母子寡婦家庭自立支援事業助成金交付要領

1 目的

生活上の困難な状況等にある母子寡婦家庭に対し、各団体等が生活支援、就業支援、子育て支援等の様々な支援の活動を行っているところであるが、多くの団体では財政的に厳しく、これら支援活動に対する運営費は乏しい状況にある。

このことから、公益財団法人岡山県愛染会（以下「本会」という。）が各団体等の母子寡婦家庭へ行う自立支援、福祉活動等に対して、予算の範囲内において支援活動費の一部を助成することにより、母子寡婦家庭の生活の安定等の向上を図ることを目的とする。

2 助成対象団体等

母子寡婦家庭を支援する活動を行う岡山県内所在の法人

3 助成対象活動

団体等が行う母子寡婦家庭に対して行う次の支援する事業

- ① 子育て支援活動
- ② 就業支援活動
- ③ 児童・健康・生活支援活動
- ④ その他母子寡婦家庭の生活向上に資する活動

※・不動産及び5万円以上の備品の購入費は除く。

- ・当該団体の助成対象経費全額の半額未満までを人件費及び管理費に充てる
ことができる。

4 助成額

1 団体あたり上限75万円

5 交付申請

助成を受けようとする団体は、交付申請書（様式1号）に次の書類を添えて、指定する日までに提出するものとする。

- ① 事業計画書（助成対象経費内訳を含む）
- ② 事業収支（見込）予算書

6 変更申請

この助成の決定を受けた団体等は、助成内容の変更、経費の配分その他申請にかかる事項の変更、又は中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、変更（中止又は廃止）承認申請書（様式第2号）を提出するものとする

7 実績報告

助成を受けた団体は、事業が完了したときは実績報告書（様式3号）に次の書類を添えて、提出しなければならない。

- ① 事業実績報告書（助成対象経費内訳を含む）
- ② 事業決算（見込）書

8 選考委員会

助成する団体等の選考は、選考委員会を設置して行う。

選考委員会の選考委員は、本会役職員、本会評議員及び外部委員の複数名で構成する。

9 上記に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

この改正要領は、平成25年4月1日から適用する。

様式第1号

年 月 日

公益財団法人 岡山県愛染会 理事長 様

住 所
団体名
代表者

印

平成 年度 母子寡婦家庭自立支援事業助成金交付申請書

次のとおり、母子寡婦家庭自立支援事業助成金の支給を申請します。

記

- 1 助成金交付申請額 金 円
- 2 事業計画書（助成対象経費内訳を含む）
- 3 事業収支（見込）予算書
- 4 その他参考となる書類

様式第2号

年 月 日

公益財団法人 岡山県愛染会 理事長 様

住 所
団体名
代表者

印

平成 年度 母子寡婦家庭自立支援事業助成金
変更（中止又は廃止）承認申請書

平成 年 月 日付けで助成決定通知のあった、平成 年度母子寡婦家庭自立支援事業助成金について、次のとおり変更（中止又は廃止）したいので承認申請します。

記

- 1 変更（中止又は廃止）の理由

- 2 変更（中止又は廃止）の内容

- 3 提出書類
事業計画書（助成対象経費内訳を含む）
事業収支（見込）予算書
その他参考となる書類

様式第3号

年 月 日

公益財団法人 岡山県愛染会 理事長 様

住 所
団体名
代表者

印

平成 年度母子寡婦家庭自立支援事業助成金実績報告書

平成 年 月 日付けで助成決定通知のあった、平成 年度母子寡婦家庭自立支援事業助成金の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 助成金精算額 金 円
- 2 事業実績報告書（助成対象経費内訳を含む）
- 3 事業収支（見込）実績書
- 4 その他参考となる書類